

霧島市都市公園条例の一部改正について

霧島市都市公園条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月28日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市都市公園条例の一部を改正する条例

霧島市都市公園条例(平成17年霧島市条例第272号)の一部を次のように改正する。

別表第9の2の(ア)表中「130円」を「150円」に改める。

別表第9の2の(イ)表陸上競技場の部中「3,090円」を「2,970円」に、「2,470円」を「3,960円」に、「12,350円」を「11,880円」に改め、同部団体使用の款入場料を徴収する場合の欄中「1,550円」を「1,860円」に改め、同款入場料を徴収しない場合の欄中「1,550円」を「2,480円」に改め、同款入場料を徴収する場合の欄中「6,180円」を「7,440円」に改め、同表国分球場の部中「370円」を「440円」に、「990円」を「1,320円」に、「190円」を「220円」に改め、同表庭球場の部中「220円」を「250円」に、「110円」を「130円」に改め、同表多目的広場の部中「500円」を「600円」に、「620円」を「1,800円」に、「250円」を「300円」に改め、同表多目的屋内運動場の部中「1,870円」を「1,800円」に改める。

別表第9の2の(ウ)表中「190円」を「210円」に、「560円」を「630円」に改める。

別表第9の2の(エ)表ソフトボール場の項中「190円」を「210円」に、「560円」を「630円」に改め、同表庭球場の部中「170円」を「200円」に、「90円」を「100円」に改め、同表第1グラウンドの項中「210円」を「300円」に、「620円」を「900円」に改め、同表第2グラウンドの項中「210円」を「300円」に、「620円」を「900円」に改める。

別表第9の2の(オ)表専用使用の部中「190円」を「220円」に、「370円」を「440円」に、「740円」を「880円」に、「1,490円」を「1,760円」に、「1,120円」を「1,320円」に、「2,230円」を「2,640円」に、「4,450円」を「5,280円」に、「80円」を「150円」に、「130円」を「150円」に改め、同表一部使用の部中「60円」を「70円」に、「20円」を「40

円」に改め、同部バドミントン(1面につき)の款中「100円」を「120円」に、「50円」を「60円」に改め、同部バレーボール(1面につき)の款中「190円」を「220円」に、「100円」を「110円」に改める。

別表第9の2の(カ)表中「250円」を「300円」に、「740円」を「900円」に、「190円」を「210円」に、「520円」を「630円」に、「220円」を「250円」に、「110円」を「130円」に改める。

別表第9の2の(キ)表中

「

グラウンドゴルフ用具	市外者が使用する場合に限り1日8ホール	1,030円
	市外者が使用する場合に限り1日16ホール	2,060円

」を

「

グラウンドゴルフ用具	市内者が使用する場合に限り1日8ホール	510円
	市外者が使用する場合に限り1日8ホール	1,030円
	市内者が使用する場合に限り1日16ホール	1,030円
	市外者が使用する場合に限り1日16ホール	2,060円

」に

改める。

別表第9の2の(ク)表中「990円」を「1,200円」に、「500円」を「600円」に、「330円」を「400円」に、「170円」を「200円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

霧島市都市公園の各施設の使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。